

福井県事業承継支援資金（経営者保証解除支援分）要綱

1 目 的 一定の要件を満たす中小企業者（法人に限る）に対して、事業承継において必要な事業資金について、経営者を含めて保証人を徴求しないことで、融資の円滑化を図り、事業承継の促進と県内産業の活性化に寄与することを目的とする。

2 融 資 対 象 者 県内において、1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者であって、次の（1）または（2）に該当し、かつ、（3）に該当する中小企業者

ただし、国の定める事業承継特別保証制度を既にご利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、国の定める事業承継特別保証制度1回目の保証日（融資実行されたものに限る。）から3年以内に保証申込みを行うものに限る。

（1）融資申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人

（2）令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの

（3）①から④の全ての要件を満たす法人

①資産超過であること

②EBITDA 有利子負債倍率（※）が10倍以内であること

※（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）

③法人・個人の分離がなされていること

④返済緩和している借入金がないこと

3 融 資 限 度 額 1億5,000万円

4 資 金 使 途 ・融資対象者の（1）については、保証人（個人に限る。以下同じ。）を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの
・融資対象者の（2）については、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金

*中小企業者の定義
P.1「共通2(1)」参照

*融資申込みの前に県経営改革課の事前確認（2～3日）が必要となります。本要綱10に記載の必要書類を、県経営改革課まで提出してください。確認後に融資申込書に受付印を押印して返却しますので、返却された後に、必要書類とあわせて商工会議所・商工会へ提出してください。また、取下げとなった場合は、県までご連絡ください。

*①～③については、融資申込受付日の直前の決算によるものとする。
④については、融資申込受付日に満たしていることを要する。融資申込受付日が中小企業信用保険法第2条第6項の発動期間中においては、当該期間の始期の前日に満たしていることを要する。

*融資限度額とは、1年度当たりの限度額です。
P.3「共通5(2)」参照

5	融 資 期 間	10年以内（据置1年以内を含む。）	
6	融 資 利 率	福井県中小企業者向け制度融資要綱(共通)の「5(5)融資利率」の別表1のとおりとする。	*令和6年4月1日現在 1.30%以下
7	信 用 保 証	保証協会の保証を必ず付けること ・本資金は、国の定める事業承継特別保証制度に対応した資金である。	
8	保 証 料 補 給	この制度による融資金に係る保証については、県が保証料相当額の2分の1を負担する。	*県が保証協会に対しその保証料相当額を負担するため、中小企業者は保証協会に対しその部分の保証料を支払う必要はありません。
9	担 保 ・ 保 証 人	保証人は徴求しない。（ただし、担保については、保証協会の定めによる。）	*保証料補給の対象は令和7年3月31日までの融資実行分に限りです。
10	必 要 書 類	(1) 融資申込書1部〔様式第1号-1、2〕 (2) 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書 (3) 消費税の納税証明書（その3） (4) 直近2期分の決算書 (5) 事業承継計画書（保証協会所定の様式） (6) 財務要件等確認書（保証協会所定の様式） (7) 借換債務等確認書（保証協会所定の様式） (8) 他行借換依頼書兼確認書（保証協会所定の様式） (9) （専門家の確認を受けた場合）ガバナンス体制の整備に関するチェックシート (10) その他県、取扱金融機関、保証協会が必要と認める書類	
11	その他注意事項	保証を付する場合の保証条件については、保証協会の業務取扱要領で定めるところによる。	

附 則

- この要綱は、令和6年9月2日から施行し、令和6年9月2日保証申込受付分から適用する。
- この要綱施行の際、既に融資を行った融資金については、なお従前の例による。